

第1章 農林水産業・食品

中国の2024年実質GDPは前年比5.0%増、2023年の5.2%から伸び率は鈍化した。1人当たりGDPはドル換算で1万3,400ドルを超え、1人当たり可処分所得は4万元突破で4万1,341元になり、前年比が5.1%増であった。全国平均のエンゲル係数は29.8%で23年から横ばいである（国家統計局）。

2024年の日本の全世界への農林水産物・食品の輸出額は前年比3.7%増の1兆5,073億円と12年連続で過去最高を更新した一方、中国向け輸出額は前年比29.1%減の1,681億円となった。輸出額の減少が大きいのは水産物であり、原発処理水の放出を受けた中国向け輸入規制の影響が続き、前年比が89.9%減少で、2022年871億円の10分の1以下に減少した（日本財務省）。

輸出額の減少は水産物を中心とする一部の品目によるもので、必ずしも日本食全般に対する否定的な傾向を示しているとは認められないが、中国における日本食、日本産食品への関心を取り戻すことは日系食品関連企業にとっての販売機会拡大に必要であり、中国の消費喚起にも資するものと考えられる。水産物輸入に関し日中の関係当局で認識の共有等の取り組みが着実に進められているなかで、日本と異なる法規制・生産条件・流通事情・商習慣などに対応し、中国における消費者の食生活向上に貢献すると同時に、中国当局の食品関連部門への協力を通じて、より健全な市場環境作りに尽力していきたい。

農林水産業・食品の現状

食品製造業・小売業について

2024年の小売売上高は前年比3.5%増の48兆7,895億円となり、伸びは鈍化した。2024年の食品製造業の売上高は前年比4.9%増の2兆1,863億円で、飲食業売上高は5兆5,718億円で前年比5.3%増、伸び率も鈍化した（国家統計局）。

中国市場では景気低迷を背景に、消費者は節約志向が高まり、ブランドよりもコストパフォーマンスに注目するようになり、外食の頻度もある程度減少している。1人当たり消費金額は低下傾向があり、高級レストラン、一般飲食店ともに激しい競争に直面している。

2024年通年で飲食関連企業数は前年比7.8%増の1,676万7,000社に増えたが、新規登録企業数は357万4,000社で2023年から13.7%減少した。2024年9月時点で中国の飲食レストラン店舗数は776万3,000軒、300万程度の店舗が閉店した。一部国際的な高級レストランも閉店してい

る。一方で飲食市場には「9.9元」（約210円）製品がホットワードとなっているほか、地方都市を中心に、スナック菓子のディスカウント店の出店が広がる等、「消費のダウングレード」が顕著になっている（企查查、紅餐産業研究院）。また、菓子類や農産物などの食品で日本製品を含め、ネット通販やショート動画やSNSを活用したライブコマースなどによる販売もみられる。

食品関連法規について

2019年5月30日、国務院食品安全委員会より「2019年食品安全重点作業計画」が発表された。食品安全強化、現代的な食品安全管理体制構築など食品安全に関する10大行動計画を含む21項目を発表し、食品安全に対する仕組み作りや管理強化策を打ち出している。

2020年、国務院は「冷鏈（コールドチェーン）食品追溯管理工作に関する通知」を発表した。各地方政府が追溯管理システムを設立し、海外から輸入した冷凍食品と生鮮食品（肉類と水産品を中心に）を対象に品目や数量、産地、検疫などに関するデータの登録を義務化する。

2022年10月9日、中国国家市場監督管理総局は「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」を発表した。生産者、販売者がその生産、販売する食品関連製品の品質安全に責任を負うことを規定している。食品関連製品の生産者は食品関連製品の品質安全週及制度を確立し、原材料と添加剤の購入から製品販売までのすべての段階が効果的に週及できることの保証を必要とする。2023年3月1日より施行された。

2023年9月25日、「食品安全法」の規定に従い中国国家衛生健康委員会と中国国家市場監督管理総局は85項目の新規食品安全国家基準と3項目の国家基準の改正内容を公布した。分析方法の制定および改定56項目などを含む。新たに食品加工用菌種製剤に関する国家基準や、液体乳幼児調整食品に関する内容が追加された。

2023年11月29日、中国国家衛生健康委員会は「食品安全標準管理弁法」の改訂を発表した。食品安全基準の扱いや立案方法などの管理について“最も厳しく且つ正確な基準”を満たすために安全、順法、科学、リスク管理の観点から改定を行い、この弁法のおよぶ範囲や関係者の責任を明確にした。2023年12月1日より施行された。

2024年1月、国家市場監督管理総局と国家衛生健康委員会は共同で「食品安全国家標準食品添加剤使用標準」新版を発表した。10年ぶりに食品安全添加物基準が更新されることとなった。

2024年10月、国家市場監督管理総局は「食用植物油散装運輸衛生要求」を発表した。運送容器の基本要求、洗浄、メンテナンスや管理、運送作業、記録等の衛生要件を規定した。

表： 食品安全に関する法律および組織体制の整備

2009年	食品安全法施行、食品安全法实施条例施行
2013年	国家食品薬品監督管理総局（CFDA）設置 食品生産の衛生安全の一元管理
2015年	改正食品安全法施行
2016年	改正食品安全法实施条例施行
2018年	国家市場監督管理総局（SAMR）設置 流通分野も加え食品安全を一元管理
2019年	再改正食品安全法实施条例が2019年12月1日施行
2020年	冷链（コールドチェーン）食品のトレーサビリティ管理 システムの設立
2021年	輸出入食品安全管理弁法施行 反食品浪費法施行
2022年	36項目の新規食品安全国家基準と3項目の国家基準の 改正が2022年12月30日施行
2023年	食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法を2023年 3月1日施行 食品安全標準管理弁法を2023年12月1日施行
2024年	「食品安全国家標準食品添加剤使用標準」新版を 2025年2月8日から施行 「食用植物油散装運輸衛生要求」は2025年2月1日施行

日本食レストランの動向

中国では日本の食文化の認知度が高く、高級レストランもあり、ラーメンや回転寿司などの飲食店舗も多い。近年中国の飲食業界の価格競争の激化、および水産品輸入規制の影響など、客単価が高い日本レストランは苦戦しているが、一方、コストパフォーマンスの高い日本食レストランの開店スピードは加速している。大手回転寿司チェーン店などは中国での出店に注力していく計画との報道も出ており、2024年に大手回転寿司チェーン店は中国の南方地域から北方地域へ進出、北京、天津などの都市で次々と開店した。1人当たり消費額は100元前後で人気を集めている。

2024年4月まで、日本料理店は、中国地方別（省・直轄市）から見ると、華南（広東省など）と華東（江蘇省、浙江省、上海市、山東省など）に集中している（紅餐大数拠）。

農林水産物貿易統計

中国の2024年の農産物の輸入総額は前年比7.9%減の2,151億6,000万ドル、輸入全体の約8.3%を占めた。農産物輸出総額は前年比4.1%増の1,030億ドルで輸出全体の2.9%を占めた。輸入が多い品目は穀物、肉類、食用油籽、果物など、輸出は水産品、野菜などである（中国農業農村部、中国税関総署）。2024年は日本から中国向けの農林水産物・食品輸出額は前年比29.1%減の1,681億円となり、国・地域別の輸出額で4位に後退した。日本産水産物に対する輸入規制強化により金額は大幅減少した（日本農林水産省）。

日系企業が直面している問題点

生産許可関係

- ① 中国消費者の食生活が飛躍的に向上しており、海外から多くの食品や食スタイルが中国に入っている。その中に、中国の既存分類にない食品分野または新規開発商品が数多く存在する。現状では、それらの食品の生産認可は従来の基準に準拠せざるを得ず、これでは食品本来の風味や品質をすべて再現するのが難しくなる。中国消費者への海外食の広がりが制限されてしまっている現状である。
- ② 中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）の販売は食品経営許可証の複熱商品の許可申請が必要であり、複熱商品取扱の場合保管、調理エリア、人員管理などの条件がある。現状流通過程での解凍作業を認める前例はなく、商品提供の選択の幅を狭くしている。

食品輸出入関係

- ① 2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産のすべての食品品目において輸入制限が行われているが、2018年11月28日公布の海関総署公告により、新潟産米の輸入が許可された。しかし、一般的にリスクが低い酒類など、ほかの多くの品目についてはまだ輸入許可がされていないので、引き続き政府関連部門に規制緩和を働きかけなければならない状況である。
- ② 輸入食品添加物は通関の際、規定に則った検査に合格しなければならない。中国国家標準（GB）において、規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物については、試験方法が未定との理由で検査が実施されず、衛生証明が発行されない可能性がある。策定中の場合の救済措置も現状確認できない。
- ③ 2017年11月公布の「出入境検疫検査管理規定」で食品輸入手続のガイドラインが具体化された。これは地域によって通関業務の運用統一性が欠けていたことに対して、当局が対策を講じたものである。このガイドラインの徹底実施を引き続き期待したい。輸入食品の流通には、衛生証明書（2021年1月からは記載事項が追加）が必須になっているため、通関ができていても証明書の手続に時間を要すると、賞味期限の短い商品は廃棄せざるを得ない。現状では、輸入食品が中国の港についてから、実際流通するまでに1カ月以上を要しており、同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を踏まねばならず、短縮されていない。これでは、日本から欧州（例えば英国）に船便で輸出するリードタイムと大差がない。
- ④ 2019年12月19日、中国税関総署と農業農村部の公告により、2001年から継続されていた牛肉輸入禁止について、生後30カ月以内の牛肉であれば輸入規制緩和対象となった。しかしながら検疫検査要求は別途決めるとの内容であり、早期の対応が望まれる。
- ⑤ 2021年4月12日、中国税関総署は「輸入食品海外製造企業登録管理規定」を公布し、2022年1月1日施行

した。中国向けに食品を輸出する国外製造、加工、貯蔵企業は中国税関への登録が必要になった。また、中国向けに食品を輸出するに当たり、食品の内部と外部包装上に登録番号の記載が必要となっている。

- ⑥2023年、中国税関総署は第103号公告により、日本からの水産物（食用水生動物を含む）の輸入を一時停止することを決定した。2024年9月20日に日本と中国の関係当局は、双方が科学的見地から建設的な対話を継続すること、中国側がIAEAの枠組みの下での長期的且つ国際的なモニタリングに有効に参加し、科学的証拠に基づき、モニタリング活動を実施後、措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる等の認識を共有するに至った。

飲食業関係

中国では飲食店で食事をする際、酒類を持込むことを許す商習慣が昔から存在する。酒類を飲食店に持ち込む行為は、当然飲食店の利益にダメージを与える。しかし、2013年12月9日、北京市工商局が「飲食店における六種的不公平行為の禁止」の通達を發表し、酒類および飲料の持込禁止が解除された。この通達に対して、消費者は歓迎するが、中国調理協会・中国観光ホテル協会などの業界団体は猛反発し、当時は激しい議論が続いた。

2014年2月14日、最高人民法院が最終見解を公表し、飲食店による酒類および飲料の持込禁止は違法との認識を明確にした。持込禁止は「契約法」および「消費者權益保護法」に違反する行為に当たり、消費者は飲食店に対して持込禁止は無効だと主張できるとしている。

一方、北京市工商局の見解によれば、持込禁止は違法だが、消費者から合理的な持込サービス料を徴収することは違法ではない。日系飲食店においても、非常に納得しがたい商習慣ではあるが、自己保護のためにも対応策を考える必要がある。

保質期の表示問題

中国では、食品安全国家標準「GB7718-2011包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に「保質期」の表示が要求される。これは日本の「消費期限」に相当する。一方、日本では腐敗しやすい食品には「消費期限」を表示し飲料や缶詰など比較的長期保存（3カ月以上が目安）できる食品には「賞味期限」を表示している。日本の食品関連企業は、食品の風味が変わり始める期限を賞味期限であると認識している。中国で食品の保質期を決める際、日本の賞味期限の考え方をそのまま保質期に適用すると、不利に保質期を短くしてしまう恐れがあるので、よく調査したうえで現地事情にあった対応を行うことが望まれる。

<建議>

1. 生産許可関係

① ラベルの原料記載内容の見直し

食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装のラベル記載事項に、原料欄には「その構成物質および一部の特殊な物質の配合量」等を表示する旨が明記されている。しかしその表示は企業ノウハウの漏えいにつながる恐れがあるので、詳細をラベルに記載せず、別途生産標準や製造規格書の提出等の対応を要望する。

② 新しい食品分野の基準策定

食品分野の許認可申請に関して、海外由来食品や酒類などの拡大のためにも、既存の食品分類にない新分類（日本式食品や清酒・みりんなど）の認可基準の策定を要望する。

③ 食品工場の立ち入り検査の基準統一

新しい法律、条例および通達等の施行に伴う政府関係各部署の生産現場立ち入り検査の際、担当者毎に、基準が異なる案件が度々発生している。食品工場への立ち入り検査は頻繁に実施されるため、基準の相違は、生産性の低下および大きな設備投資案件となり、非常に対応しにくい。担当者への研修強化などを通じた基準の統一を要望する。

2. 食品輸出入関係

④ 日本産水産物の輸入一時停止措置の撤廃

2023年8月24日に福島第一原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出を開始して以降、中国向けの日本産水産物の輸入一時停止措置が取られている。ALPS処理水の放出に関する安全性は第三者の国際機関により確認されており、その後も日本政府機関や当該国際機関により安全性の確認が継続的に行われている。海洋放出から1年以上が経過するが、これまでモニタリングでは問題は一切見つかっていない。2024年9月20日の日中間の認識共有の通り、科学的な根拠に基づき、日本産水産物の輸入一時停止措置の撤廃を要望する。

⑤ 輸入通関時の追加証明書の法令に基づく対応の徹底、従来どおりへの期間短縮

日本産食品類の輸入に関して、必要十分な手続がなされた輸入であっても、各港や担当者ごとに追加の証明書を要請されるケースがある。例えば、過去輸入が認められていた肉骨類を利用した「ゼラチンを含む食品」に関しても輸入が差し止められ、証明書の提出を求められているものの具体的な証明書類の提示が無いケースもある。各港や担当者ごとに異なる対応に対して、関連法令に基づいた統一的な対応を要望する。

なお、追加が必要な証明書は日中当局間での協議および合意を経たのち、中央から現場および企業に対して事前に周知徹底をしていただくよう要望する。さらに中国の輸入通関において、入境貨物検査証明書を通関業者から輸入業者が入手できる期間が長期化するケースが見られており、従来どおりの期間への短縮を要望する。

⑥ 日本産食品の輸入規制の解除・緩和

2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に伴い、2018年11月に新潟県産の米が解禁されたものの、それ以外の10都県産すべての農産物・食品に対する輸入規制措置がいまだに執られている。また、残る37道府県においても野菜、果実、乳製品等の中国への輸入が事実上できない状況にある。さらに、37道府県産食品は成田空港等の在10都県物流拠点を経由した輸出ができない状況となっている。震災から10年以上が経過し、多くの国・地域が規制を解除する中、中国は世界で最も厳しい規制を続けている。中国の消費者の食生活を豊かにするため、科学的な根拠に基づいて究明を早めていただき、これらの輸入規制措置の早期解除・緩和を要望する。

⑦ 輸入食品添加物のGB策定の加速

2018年6月公布の「GB1886.301-2018 食品添加物 ガラクトマンナン」により、該当食品添加物の規格・基準・試験方法が策定されたことを評価したい。今後も中国の消費者の食生活を豊かにすべく、日本で安全に使用されている食品添加物（例えばクチナシなどの天然色素など）が輸入できるよう、ほかの輸入食品添加物のGBの策定も早期に進めるよう要望する。

⑧ 不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化

食品は消費者の健康に直接かかわるため、正規輸入によって検査検査を受けることが非常に重要となる。密輸品、個人輸入品や越境ECの転売等により、市場ではいまだに輸入ラベルのない商品や偽造の輸入ラベルを貼ってある商品などが販売されている。このことは特に日本料理店など仕入れルートが監督管理しにくい販売先で見られる。不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化を要望する。

3. 食品物流関係

⑨ 食品物流車両の例外措置

大気汚染・赤色警報などの発令の際、急な車両規制は食品業界では賞味期限の課題があり、流通も在庫が最低限のため、輸送の遅れは国民生活へ直結する。日常では車輛GBに違反する車両の排除を優先し食品物流車両については規制対象から除外する等の例外措置を要望する。

⑩ 物流過程での温度帯変更

中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）は現状流通過程での解凍作業を認める前例はない。日本では、メーカー、中間流通業者は冷凍で商品を保管し、流通段階で自然解凍して店舗では冷蔵で販売する事で食提供の幅が拡大している。中国消費者の食の選択肢の拡大となるため、中国でも同様の対応を要望する。

⑪ 食品包装の消費期限細分化

食品包装の消費期限に関して、現在の中国国家標準では、食品の包装材料すべての消費期限が1年間とされている。環境の保護などを考えると、食品包装の消費期限が1年であることにより、包装材料の廃棄を発生させる機会が増えるのではないかと考え、科学的根拠を元に、使用方法によって消費期限を分類し、包材の廃棄を発生させないような消費期限の再考を要望する。

4. 消費者対応関係

⑫ 悪質クレマー行為に対する公正な判断

近年、人為的な賞味期限の消去や故意の異物混入等悪意のあるクレマー行為が散見される。2022年9月、国家市場監督管理総局が発行した「市場監督管理苦情通報処理暫定弁法」（2022第二次修正）は2022年11月1日から施行され、苦情専門のプロが行う職業上の主張を規制するものであり、企業における監督管理部門の負担が軽減できると考えられるが、暫定弁法より一步踏み込んだ対応を要望する。